

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

令和〇年〇月〇日 届出

岐阜県羽島市長 殿

受 理	令和 年 月 日	発 送	令和 年 月 日
第 号		第 号	
送 付	令和 年 月 日	長 印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
		住民票	通 知

届出する日を記入してください。届出期間は、離婚から3ヶ月以内です。3ヶ月を過ぎると、この届出はできません。3ヶ月を過ぎた場合は、別途家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」をしていただく必要があります。
なお、この「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出した後、婚姻前の氏に戻りたい場合も家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」をする必要があります。

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) こうの はなこ 氏 名 甲野 花子	昭和48年 4 月 2 0 日生
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	岐阜県羽島市竹鼻町55番地 (メゾン竹鼻201号室)	
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 岐阜県羽島市竹鼻町55 番地 番	
		筆頭者 の氏名	甲野 太郎
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) 甲野	変更後 (離婚の際に称していた氏) こうの 甲野
(5)	離婚年月日	令和〇年 〇 月 〇 日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 岐阜県羽島市竹鼻町55 番地 番	
		筆頭者 の氏名	甲野 花子
(7)	そ の 他	※届書への押印は任意です。	
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	甲野 花子	

届出する時の本籍・筆頭者を記入してください。離婚届と同時に届出する場合は、婚姻時の本籍・筆頭者を記入してください。

離婚届と同時に届出する場合は、婚姻中の氏を記入してください。離婚届と別に届出する場合は現在の氏を記入してください。

離婚年月日を記入してください。

- ・協議離婚の場合
離婚届の届出日
- ・裁判離婚の場合
審判・判決の確定日
調停・和解の成立日
請求の認諾の日

離婚届と同時に届出する場合は必ず記入してください。離婚届と別に届出する場合、すでに戸籍の筆頭者で同籍者がいなければ記入する必要はありません。

連絡先 電話 058-392-1111
自宅・勤務先{ }・携帯

連絡が取りやすい(特に日中)電話番号を記入してください。

離婚届と同時に届出する場合は、婚姻時の氏を記入してください。別に届出する場合は、現在の氏を記入してください。

甲野

署名
または
押印

(押印は任意)

甲野